

雇用対策基本問題部会(第106回)	資料1-2
令和8年3月11日	

## 高年齢者等職業安定対策基本方針（案）概要



## 高年齢者等職業安定対策基本方針（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課

## 1. 制定の趣旨

- 高年齢者等職業安定対策基本方針（以下「基本方針」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、厚生労働大臣が、人口や高齢化の推移、高年齢者の雇用・就業の状況等を踏まえ、就業率等の今後の高年齢者の就業機会の増大に係る目標を設定するとともに、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本等を策定するもの。
- 現行の基本方針（令和 2 年厚生労働省告示第 350 号）の対象期間は、令和 3 年度～令和 7 年度までの 5 年間とされており、本年度がその最終年度となることを踏まえ、令和 8 年度からの新たな基本方針を策定する。

## 2. 告示案の概要

- 現行の基本方針と同様に、法第 6 条第 2 項各号の規定に基づき次の事項を定める。
  - 第 1 高年齢者就業の動向に関する事項（同項第 1 号関係）
  - 第 2 高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項（同項第 2 号関係）
  - 第 3 事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項（同項第 3 号関係）
  - 第 4 高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項（同項第 4 号～第 6 号関係）
- 新たな基本方針においては、上記事項について、政府の高齢社会対策大綱（令和 6 年 9 月 13 日閣議決定。以下「大綱」という。）（※ 1）と調和が図られるよう、その対象期間を令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とするとともに、大綱に設定された政策目標（※ 2）と同様の目標を設定する（上記第 2 関係）。
- また、高年齢者等の職業の安定を図るための施策を更に推進するため、施策の基本となるべき事項について、以下の内容をその記載に盛り込む（上記第 4 関係）。

## 【新たな基本方針における施策の基本となるべき事項（概要）】

- ・ 70 歳までの就業確保措置の更なる拡大や高齢期の処遇改善を図るための企業への支援措置の強化
- ・ ハローワークの生涯現役支援窓口における高齢期の多様なニーズに応じたきめ細かなマッチングの推進
- ・ シルバー人材センター事業の活性化等による多様な就業機会や高齢期の幅広い活躍の機会の提供等

- ※ 1 高齢社会対策基本法（平成 7 年法律第 129 号）第 6 条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として定めるもの。
- ※ 2 大綱においては、65 歳までの雇用確保措置（義務）、70 歳までの就業確保措置（努力義務）という現行法の枠組みを前提としつつ、令和 11 年までに、70 歳までの就業確保措置の実施率を 40%以上とする等の政策目標を設定している。

### 3. 根拠条項

- 法第6条第1項

### 4. 適用期日等

- 告示日：令和8年3月下旬（予定）
- 適用期日：令和8年4月1日